

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 5 月 29 日（金）第3114号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○指定確認検査機関の指定 (建築課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第528号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18第1項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。

平成27年 5 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
株式会社鹿児島建築確認検査機構
鹿児島市易居町2番9号
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号，第2号，第3号，第4号，第5号，第6号，第9号，第10号，第13号及び第14号に掲げる区分
- 3 業務区域
鹿児島県全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
鹿児島市易居町2番9号